

〔別紙〕

職業紹介手数料表

株式会社 CareerGrowth

1. 下記の通り求人者が支払う紹介手数料負担を定める。

対象内容	紹介手数料
正社員雇用の紹介	求職者の就業後 1 年間に支払われる予定賃金(内定書や労働条件通知書に基づく理論年収) に対して
ビジネス職	35%
看護師	30%
保育士	25%
栄養士/調理師	25%
その他	30%
パート等労働時間/期間に制約がある雇用の紹介	求職者の就業後雇用期間に支払われる予定賃金(内定書や労働条件通知書に基づく理論年収) に対して
ビジネス職	35%
看護師	30%
保育士	25%
栄養士/調理師	25%
その他	30%
	理論年収算定適用時間 週 30 時間以上……………160 時間/月 週 20 以上 30 時間未満……………120 時間/月 週 20 時間未満……………80 時間/月 ・雇用期間は月単位で算定をいたします。 ・1 か月未満の期間は 1 か月とみなします。 ※雇用期間が 1 年を超える場合は最大 12 か月分にて算定をいたします。

2. ※理論年収：税引き前予定額をいい、月次給与の 12 ヶ月分、通勤手当・時間外手当・休日手当を除く全ての固定的諸手当の年額、および賞与（前年度支給実績月数より算定）を含む。

3. 求職者が入職後 3 か月以内に当該求職者の自己都合理由により退職した場合は基本契約書に則り紹介手数料の 50%を求人者に返金する。

4. 紹介手数料は基本的に 1. の料率を適用するものとし、上限は 60%までとする。

5. 付加サービス：求人の充足に向けた専門的な相談・助言サービスは理論年収 40%とする。

以上